

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第139回）議事概要

1 日 時

令和5年11月22日（水）10時00分～11時03分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山下 東子（部会長代理）、相田 仁、大谷 和子、西村 暢史、
西村 真由美、森 亮二、矢入 郁子

（以上7名）

(2) 総務省

柳迫事業政策課調査官、
井上料金サービス課長、
竹内料金サービス課課長補佐、古田料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
宇仁基盤整備促進課課長補佐、
川野利用環境課課長補佐

(3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案等に修正を加えた上で改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月）の議論等を踏まえた規定整備を行うための電気通信事業法施行規則等の一部改正について答申したもの。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金

の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3172号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可について答申をしたもの。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3173号】

審議の結果、本件について、諮問された省令等の改正案を修正した上で制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、令和元年改正電気通信事業法の施行状況の検討結果を踏まえ、関係する省令及び告示の必要な改正について答申をしたもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

審議の結果、本件について、総務省において意見募集及び再意見募集（再意見募集については、接続に係る諮問事項に限る。）を実施することを決定し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月）を踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関し、接続当事者間の合意に基づき「ビル&キープ方式」を選択可能とするための電気通信事業法施行規則等の一部改正について諮問を受けたもの。

イ 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定について【諮問第3175号】

審議の結果、本件について、告示案のとおり指定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の5及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の19の規定に基づき特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定するため、同法第169条第2号の規定に基づき諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp